

＜昭和53年＞

2 / 25  
No. 381

発行・東京都豊島区  
編集・企画部広報課

豊島区東池袋1-18-1

☎ 170 ☎ 981-1111

＜毎月10日・25日発行＞

# 広報ししま

休日に発熱、腹痛  
などをおこしたとき  
休日診療テレホンセンター  
☎ 982-5183へ  
受付時間  
午前9時～午後5時

豊島区では、いろいろな仕事をよりよく進めていた「区政セミナー」を次の要領で募集してきました。  
①区政の見学 ②その他、区で依頼する広報業務への協力など。  
△募集人員：40名 △申込書の請求：区役所、各出張所で直接受け取るが、または電話で広報課に請求してください。(内線2142)

豊島区内に引き続き6か月以上居住できる方：20歳以上で、身辺の住民基本台帳に記録されており、都および都内各区市町村の公務員などのこと。

ト」への回答 ②区政全般について ③謝礼：年額1万円(予定)

**最近新聞などで年金制度や老齢年金のこと**  
が大きく扱われ、私たちにとって、年金の問題がますます身近に感じられるようになつてきました。

日常生活において、収入がとどえたり、物価があがったりして、一番困るのはお年寄りではないでしょうか。こういう不安は、すべての人共通した問題です。

そこで、老後の生活の安定ということを中心として、一定の条件のもとに、社会的に生活が保障されるしくみがとられるようになつたのが「年金」という制度です。

儲ける若いうちに国民年金に加入し、老後に生活をたびたび変えると、2つ以上の年金制度に入れることが必要になります。そのため、それぞれの制度単位では受給資格期間を満たさなければ、将来老齢年金が受けられることがあります。

そこで、昭和36年に通算年金通則法という法律により、国民年金を除く他の公的年金を合算した場合で20年(図1)、国民年金を含んで計算した場合は25年(図2)を満たせば、各制度からの加入期間に応じた通算老齢年金が受けられるようになります。

たとえば、会社の厚生年金に入っていた方が、受給資格の20年を満たさず退職し、個人蓄積を貯めている場合、国民年金に加入し通算して25年以上の保険料納付がないと、将来通算老齢年金は受けられません。

区では、このようなことになると、他の公的年金を貯められた方、20歳以降からの年金制度にも加入していなければ、その都度加入登録状をお送りしていますので、返信用ハガキに必要



## 国民年金で豊かな老後を

新聞などで年金制度や老齢年金のこと

**1) 存知ですか**  
**通算老齢年金制度**

わが国の公的年金制度は、国民年金、厚生年金、船員保険と、5つの共済組合があります。

各制度とも老齢年金を受けるには、25年または20年以上という長期の加入期間を満たすことが必要です。

職業をたびたび変えると、2つ以上の年金制度に入ることになり、そのため、それぞれの制度単位では受給資格期間を満たさなければ、将来老齢年金が受けられることがあります。

そこで、昭和36年に通算年金通則法という法律により、国民年金を除く他の公的年金を合算した場合で20年(図1)、国民年金を含んで計算した場合は25年(図2)を満たせば、各制度からの加入期間に応じた通算老齢年金が受けられるようになります。

たとえば、会社の厚生年金に入っていた方が、受給資格の20年を満たさず退職し、個人蓄積を貯めている場合、国民年金に加入し通算して25年以上の保険料納付がないと、将来通算老齢年金は受けられません。

区では、このようなことになると、他の公的年金を貯められた方、20歳以降からの年金制度にも加入していなければ、その都度加入登録状をお送りしていますので、返信用ハガキに必要

と、時効により老齢年金を受ける権利そのものが消滅しますので、十分注意してください。

手続きには、年金手帳、印鑑と預金引換票を持参された方は、預金通帳を記入のうえ、指定日までに返送して下さい。

また、サラリーマンの奥さんの場合には、かつて会社で勤めていて厚生年金に加入していた方が多いと思いまが、このような方も脱退手当金を受けていないときは、国民年金に任意加入することにより以前の加入期間を清算することができます。

なお、厚生年金などの公的年金制度に加入している方の奥さんには、カラ期间の特典がありますの

で、以前の公的年金加入期間が近づくからと放棄せず、通算老齢年金として、より多い年金が受けられます。

詳説は、国民年金課適用係(内

線2673)へ。

出張年金相談のお知らせ

国民年金課では、毎週月曜日に年金相談(専門)を行っています

が、3月には、月曜相談以外に東京都国民年金課と合同で、次表のとおり午前10時から午後3時まで出張相談を行います。

(内線2681)へ。

**納め忘れ処理**  
口座振替の「」利用を

お問い合わせは、家庭の預金口座

に自分で支払うと便利な自動的に

かん、保険料を名跡)と自動的に

確定に納められます。

お忙しい方、留守がちな方は、

始めに手間が省け、初めての心配がありませんので、ぜひ

利用ください。

区内では、3月上旬に国民年金加

入者宛、口座振替申込用紙をお送りしますので、この機会にぜひ口

座振替の申込みをし、納め忘れを解消しましょう。

詳説は、国民年金課専門係(内

線2681)へ。

老齢年金の裁定請求をお忘れなく

老齢年金の受給要件は、60歳ま

で25年以上(年齢により短縮)

の保険料を納めて、年齢が原則と

して65歳に達したとき受けられま

す。

しかし、その要件を満たせば自

動的に老齢年金が受けられるとい

うことはなく、老齢年金を受けら

れることは、裁定の手続きを行うこと

が必要です。

区では、65歳を迎える該当者に

毎月下旬に手続きが必要な書類を

お送りしていきますので、必要な事項

を記入のうえ、国民年金課窓口へ

提出してください。

なお、60歳を過ぎてから豊島区内転入された方は、豊島区に国民年金の記録がないため、通知ができませんので、手続きを忘れないよう特に注意して下さい。

また、老齢年金を受ける権利ができるから5年内に請求しないと、時効により老齢年金を受ける権利そのものが消滅しますので、十分注意してください。

手続きには、年金手帳、印鑑と預金引換票を持参された方は、預金通帳を記入のうえ、指定日までに返送して下さい。

詳説は、国民年金課専門係(内線2681)へ。

なお、将来老齢年金を受けるとき、将来的に年金を受けられない場合もあるほか、更改料は必ず納期までに納めさせよ

くこと、将来老齢年金を受けられると、母子年金や遺児年金などの短期給付が受けられなくなる場合もありますので、保険料は必ず納期までに納めさせよ

う。

詳説は、国民年金課専門係(内線2681)へ。

なお、60歳を過ぎてから豊島区内転入された方は、豊島区に国民年金の記録がないため、通知ができませんので、手続きを忘れない

こと、将来老齢年金を受けるとき、将来的に年金を受けられないと、時効により老齢年金を受ける権利そのものが消滅しますので、十分注意してください。

手続きには、年金手帳、印鑑と

預金引換票を持参された方は、預金

通帳を記入のうえ、指定日までに

返送して下さい。

また、手続料を受けられるはずの障

害年金、母子・障母子年金や遺児年

年金などの短期給付が受けられ

ない場合は、申請料を免除して

ください。

詳説は、国民年金課専門係(内

線2681)へ。

国民年金の保険料が

改められます

昭和53年4月から国民年金の保

険料が、これまでの2千200円から

2千400円に改められます。

なお、付加保険料は、従来通り

1ヶ月80円です。

詳説は、国民年金課専門係(内

線2681)へ。

詳説は、国民年金課専門係(内

線2681)へ。

詳説は、国民年金課専門係(内

線2681)へ。

詳説は、国民年金課専門係(内

線2681)へ。

1月25日現在の納付記録をもと





